

首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議 規約

(名 称)

第1条 本会議は、首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 連絡調整会議は、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会最終報告（平成24年9月10日）を踏まえ、同協議会が策定したガイドラインの更新、帰宅困難者等搬送マニュアル（仮称）の作成、各構成員の対策の進捗状況の共有など、各機関における帰宅困難者等対策に係る調整や情報交換を行うことを目的とする。

(組 織)

第3条 連絡調整会議は、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会幹事会を構成していた別紙の構成員をもって組織する。ただし、座長は、必要と認める場合、構成員を追加することができる。

2 座長は、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）及び東京都総務局総合防災部長が共同で務める。

3 座長は、構成員以外の者で帰宅困難者等対策に関わりがある者をオブザーバーとして連絡調整会議へ出席させることができる。

(連絡調整会議)

第4条 連絡調整会議は、座長が招集する。

2 座長は、第3条第3項によるもののほか、必要があると認めるときは、構成員以外の者を連絡調整会議に出席させ、意見等を求めることができる。

3 連絡調整会議の議事は、別に定める場合を除くほか、出席した構成員の過半数をもって決する。

(ワーキンググループ)

第5条 座長は、特定の課題について検討を行うため、連絡調整会議にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの構成については、座長が定める。

3 ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(事務局)

第6条 連絡調整会議の事務は、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）付及び東京都総務局総合防災部が共同で処理する。

(雑 則)

第7条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、座長が連絡調整会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成25年1月30日より施行する。

附 則

この規約は、平成25年6月14日より施行する。

附 則

この規約は、平成27年2月20日より施行する。

附 則

この規約は、令和4年12月23日より施行する。

(別紙)

首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議 構成員

令和6年6月1日現在
※下線は変更・追記箇所

[旧首都直下地震帰宅困難者等対策協議会幹事会]

座長 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）
座長 東京都総務局総合防災部長
警察庁警備局警備運用部警備第三課長
総合通信基盤局電気通信事業部安全・信頼性対策課長
総務省消防庁国民保護・防災部防災課長
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）
国土交通省水管理・国土保全局防災課長
国土交通省道路局環境安全・防災課長
国土交通省大臣官房参事官（運輸安全防災）
国土交通省鉄道局鉄道サービス政策室長
国土交通省自動車局旅客課長
東京都総務局危機管理調整担当部長
茨城県防災・危機管理部長
埼玉県危機管理防災部長
千葉県防災危機管理部長
神奈川県くらし安全防災局防災部長
警視庁警備部災害対策課長
東京消防庁防災部震災対策課長
横浜市総務局危機管理室危機管理部長
川崎市危機管理本部危機対策部長
千葉市総合政策局危機管理部長
さいたま市総務局危機管理部長
相模原市危機管理局長
東京都新宿区総務部危機管理担当部長
東京都八王子市生活安全部長
東京都立川市市民生活部長
一般社団法人電気通信事業者協会企画部長
日本放送協会報道局災害・気象センター副部長
一般社団法人日本民間放送連盟事務局次長兼番組・著作権部長
一般社団法人日本経済団体連合会ソーシャル・コミュニケーション本部主幹
東京商工会議所地域振興部長
一般社団法人不動産協会事務局長
東日本旅客鉄道株式会社サービス品質改革室長
一般社団法人日本民営鉄道協会運輸調整部長
東京都交通局安全管理担当部長
公益社団法人日本バス協会常務理事
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会常務理事
一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会安全対策委員会委員長
全国石油商業組合連合会関東支部関東支部事務局長
関東トラック協会専務理事
日本赤十字社事業局救護・福祉部救護課長
東京災害ボランティアネットワーク事務局長
日本労働組合総連合会東京都連合会連帯活動局・局長

[その他の構成員]

こども家庭成育局保育政策課長
観光庁参事官（外客受入）付外客安全対策室長
東京地下鉄株式会社鉄道本部安全・技術部部长